小規模事業者経営改善資金 融資制度のご案内

了进程資金



ご利用ください!!

小規模事業者の方が経営を改善するためにご利用できる公的融資制度です。



鳴門商工会議所では、個人事業主・小規模事業者の方の仕入れや買掛金決済などの運転資金、設備更新や車輌などの設備 投資に向けた資金調達を、商工会議所の推薦により日本政策金融公庫から無担保・保証人不要・低金利で融資を受ける公 的融資制度でサポートしています。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、最近1ヵ月等の売上高又は過去6ヵ月(最 近1ヵ月を含む)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した場合等は、別枠の融資制度によ り支援いたします。

●ご融資の条件●







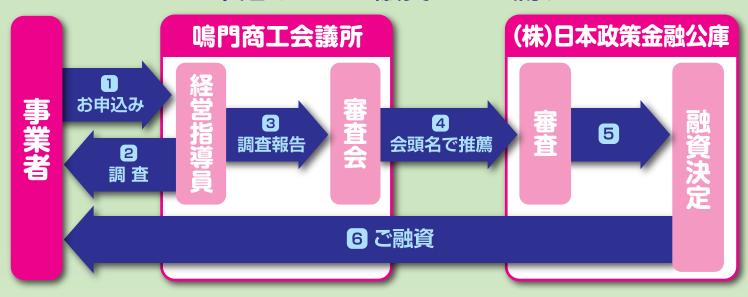


| | 新型コロナウイルス対策別枠 | 一般枠 |
|--------|---|--|
| 融資限度額 | 1,000万円 ※要件あり。別途ご相談ください。 | 2,000万円 |
| 利率 | 0.19% ※別枠利率は当初3年間。その後は1.09% ※利率は令和5年6月1日現在 | 1.09% ※利率は令和5年6月1日現在 |
| 返済期間 | 運転資金 20年以內 (据置5年) 設備資金 20年以內 (据置5年) | 運転資金 7 年以内 (据置1年) 設備資金 10 年以内 (据置2年) |
| 担保・保証人 | 不 要 | |
| ご利用対象 | | 使用する従業員が下記の事業者 イトは含みません) 製造業・建設業で 20 人以下 |
| 資金の使途 | ●商品·材料の仕入れ ●従業員賞与·諸経費の支 | ●買掛·手形の決済 払い ●その他つなぎ資金 等 |

以下の項目にすべて該当される方

- ①鳴門商工会議所地区内で1年以上事業を営んでおり、所得の申告をしている方
- ②常時使用する従業員が商業・サービス業においては5人以下、製造業・建設業・その他においては20人以下の法人又は個人事業主の方
- ③6ヶ月以前から商工会議所の経営指導を受けている方
- ④ 商工業者であり、かつ、(株)日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ⑤ 所得税、法人税、事業税または都道府県民税もしくは市町村民税 (均等割を含む) について、納期限が到来している義務納税額を全て完納している方
- ※本融資のご利用については、決算・確定申告内容、金融機関との取引状況等から判断した結果、お客様のご希望に添えない場合があります。
- ※原則として、他の金融機関の借入金のお借替にはご利用いただけません。

●お申込みからご融資までの流れ●



●お申込み時にご用意いただくもの●

法人企業様と個人事業主様では、ご用意していただくものが異なります。

法人企業

- 1. 前期・前々期の決算書の控え ※決算後6カ月を経ている場合は、出来る限り最近の試算表
- 2. 前期•前々期の確定申告書の控え ※税務申告書の別表一(一)
- 3. 会社の「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」 (3カ月以内のもの)

※公庫受付時点でマル経資金の借入れがない方

- 4. 法人税、事業税、市県民税の領収書又は納税証明書 (直近のもの)
- 5. 次に掲げるいずれかの書類
 - ●税務署の受領印のある税務申告書の別表一(一)の控え
 - ●電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの
 - ●消費税の領収書又はその証明書
 - ●源泉徴収所得税の領収書又はその証明書
 - ●法人税の領収書又はその証明書 (税額又は事業所得額がO円の場合は除く)
- **6. 金融機関から借入金がある場合は、その返済予定表** ※代表者家族名義含む
- 7. 設備資金の場合、見積書・契約書
- 8. 初回ご利用の場合、土地・建物の全部事項証明書 (3カ月以内のもの)

個人事業主

- 1. 前年・前々年の決算書の控え ※決算後6カ月を経ている場合は、出来る限り最近の収支明細表
- 2. 前期・前々期の確定申告書の控え ※確定申告書の第一面
- 3. 所得税、事業税、市県民税の領収書又は納税証明書 (直近のもの)
- 4. 次に掲げるいずれかの書類
 - ●税務署の受領印のある確定申告書の第一面の控え
 - ●電子申告した申告書及びその受信通知を印刷したもの
 - ●消費税の領収書又はその証明書
 - ●源泉徴収所得税の領収書又はその証明書
 - ●所得税の事業所得にかかる証明書 (種類その2、所得種類が事業所得と記載のもの)
- 5. 金融機関から借入金がある場合は、その返済予定表 ※代表者家族名義含む
- 6. 設備資金の場合、見積書・契約書
- 7. 初回ご利用の場合、土地・建物の全部事項証明書 (3カ月以内のもの)

※新型コロナウイルス対策別枠の申請時には、別途必要な書類があります。

お問い合わせ ご相談は・・・

鳴門商工会議所 中小企業相談所

〒772-0003 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜165番地の10 Tel 088-685-3748 Fax 088-686-8080

www.narutocci.or.jp/ 鳴門商工会議所

検索

